

第2節 ルートA 仕様規定

各論 消火用設備等の設置指導基準

第1 消火器具

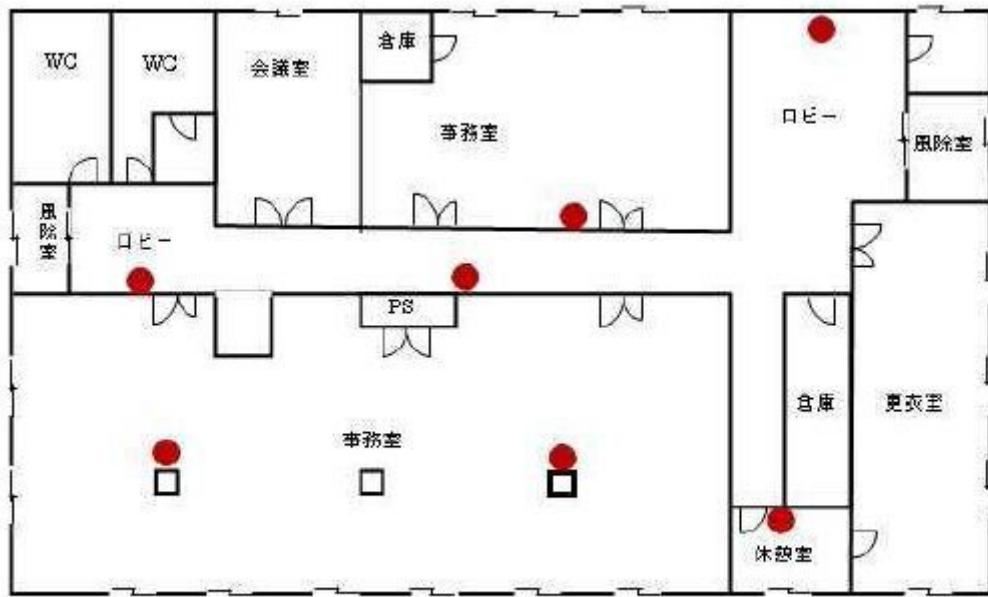
(令第10条、則第6条から第11条)

1 設置消火器具

防火対象物又はその部分には、令別表第2において適応する消火器（通常は粉末ABC10型以上）を設置指導し、建築物その他の工作物及び電気設備においては、簡易消火用具の設置をしないよう指導すること。その他、必要に応じ則第6条第7項の規定に基づき、建築物内で取り扱う物品の性状に適応する簡易消火用具を該当する部分に設置すること。

2 設置場所等

(1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、則第6条第6項の規定を満たす範囲で、廊下、通路、室の出入口付近とし、防火対象物の各部分に消火器を設置すること。



第1-1図

- (2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること■（蓄圧式の消火器とは、消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガスの圧力又は消火器に充てんされた消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。）
- (3) 則第9条第2号に規定する消火器具に支障となるおそれが少ない箇所の例は、

次の場所であること。

- ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所
- イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
- ウ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる台所等の場所

(4) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。

3 設置数

- (1) 令第10条第3項、則第6条第2項、則第8条において「消火器具の設置数を減少することができる」とされているが、初期消火の重要性を考慮し、建物構造及び設置される消防用設備等による設置本数の緩和は行わず、通常に設置される数を設置するよう指導すること。■
- (2) 「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。

4 付加設置

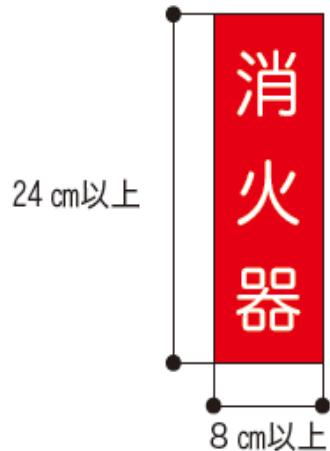
- (1) 則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。
 - ア 蓄電池設備（定格容量と電槽の数の積の合計が、4,800Ah・セル以上のものに限る。）
 - イ 直流にあっては750V以上、交流にあっては600V以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの（可搬式のものを含む。）
 - (ア) 発電機、配電盤又は電動機
 - (イ) 変圧器
 - (ウ) 溶接機
 - (エ) 静電装置設備
 - (オ) 整流器
 - (カ) その他、(ア)から(オ)に類するもの
 - ウ 急速充電設備（全出力50kW以下、又は200kWを超えるものを除く。）
- (2) 則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第3条から第10条の2に掲げるもののうち、火気（シーズヒーターなど、電気にによるものも含む。（IHヒーターを除く。））を使用する飲食店、社員食堂、病院及び学校給食等の厨房部分等（規模の大小を問わない。）も該当するものであること。（昭55.10.6 消防予第207号）
なお、消火器の適応性が同一であり能力単位及び歩行距離を満足する場合は、部分的な湯沸し室、個人の住宅部分にあっては、重複設置は必要ないものとして取り扱うことができる。

3 標識

則第9条第4号に規定する標識の形状等は、地を赤色、文字を白色とし、短辺8cm以上、長辺24cm以上の大きさとすること。

地：赤色

文字：白色



第1-2図

4 簡易消火用具

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は、10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

イ 膨張ひる石はJIS A 5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A 5007にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置の能力単位

設置する箇所ごとに、則第6条第1項に定める能力単位が1以上になるように設けること。

5 その他

(1) 地球儀等の置物の消火器で検定を受けているものについては、通常に防火対象物に設置する消火器としては取り扱わないものとする。（平2.4.23）

(2) 集合住宅に給電する地上式変圧器（パットマウント）への消火器の設置は任意の取り扱いとする。また、集合住宅用変圧器（集合住宅供給専用）で屋外に設置するキュービクル式のものについては、消防長が火災予防上支障ないと認める構造を有する変電設備として取り扱い、消火器の設置を要しないものとする。（平14.2.22）

(3) 2階建てメゾネット形式の共同住宅への消火器の設置について
1階のみに共用部分があり、共用部分から2階の各部分への歩行距離が20m以内である場合、各階分の消火器を当該共用部分に設置すること。